

公益社団法人千葉市幼稚園協会
講師依頼及び謝金等に関する規程（一部抜粋）

（講師等の謝金）

第4条 講師等の謝金は、下記の基準を上限とし、それぞれ担当委員会等で定める。

区 分	基準額(手取額)	備 考
講師等謝金		
社会的な著名人	300,000円/回	
大学(含む短大)教授、著名民間専門家、 医師等、特に高度な専門的資格・知識を有する者	20,000円/時間	
大学(含む短大)准教授、民間専門家	15,000円/時間	
上記以外の者、内部講師	10,000円/時間	

- 2 前項の上限を超える場合は、理事会に諮り承認を得るものとする。
- 3 時間単価を適用する場合の支払単位は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。
- 4 支払対象とする時間は、移動時間及び休憩時間を除いた実働時間とする。また、オンラインで講演等を行う場合は動画の総配信時間とする。
- 6 謝金の支払いは、本人が指定する金融機関口座への振込又は現金による。
- 7 謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等（「所得税取扱通達、基本通達」）および所管する税務署の指示に従うこととする。

（講師等の交通費）

第5条 講師等には、前条に定める謝金に加え交通費を支給することができる。ただし、遠方から招聘する場合は、理事会に諮り承認を得るものとする。

- 2 講師等の交通費は、勤務地又は住所地から研修会場までの最も経済的（早割運賃、宿泊パック等）かつ合理的な経路によって計算し、その実費を支給する。但し、やむを得ない事情によりこの経路によらない場合は実際に通過した経路によるものとする。
- 3 交通費の単価は、下記の表を基準とする。

交通手段	単 価
自家用車を利用する場合	ガソリン代として1kmあたり20円(小数点以下は四捨五入) 利用区間内の有料道路料金(片道25km以上) 駐車料金
鉄道を利用する場合	利用区間内の乗車券 利用区間内の普通急行料金(片道50km以上)または 特別急行料金(片道100km以上)
飛行機を利用する場合	利用区間内のエコノミークラス搭乗券

- 4 宿泊費の単価は、次の表を基準とする。

宿泊数	上限単価
1泊	10,000円(税別)